

福祉文教常任委員会審査報告

平成 30 年 9 月 21 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石 川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

| 事件番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|----------|---|-------|
| 議案第 46 号 | 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 可 決 |
| 議案第 47 号 | 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 可 決 |
| 議案第 54 号 | 平成 29 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認 定 |
| 議案第 55 号 | 平成 29 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 認 定 |
| 議案第 56 号 | 平成 29 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認 定 |
| 議案第 62 号 | 平成 29 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について | 認 定 |
| 議案第 63 号 | 平成 29 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について | 認 定 |
| 請願第 4 号 | 透析患者の通院にかかる経費の補助・助成を求める請願書 | 採 択 |

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 46 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑①：現在において基準に該当する施設は無いと思われるが、これからも無いという見解でよいか。

回答①：20 名未満の施設についての基準で、民間でもそのような施設を作る計画は今のところ無い。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 47 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑①：「町長が適当と認めたもの…」という条文が分かりにくいですが、この文は国が示した条文か。

回答①：国から示された条文であり、正式な表記の仕方に従っている。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 54 号 平成 29 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①：決算審査報告の際に、余剰金は来るべき資金逼迫の際に備えて温存していただきたいとの指摘があったが、来るべきとは予兆があるのか。

回答①：県へ納める納付金が 3 億 2,600 万円弱ある。現在の国保税より多い。急激に負担増とならないよう、県への納付金を抑制する激変緩和措置が現在はある。しかし、激変緩和措置は期限が決まっている。また、毎年額を保障するものではない。その措置が無くなったら、町の納める額が増える可能性があるため、その備えとなる。

質疑②：28 年度と比べて実績が良かった理由は。

回答②：28年度と比較して、保険給付費で3,300万円の削減。歳入で前期高齢者の該当者が増えたため、前期高齢者交付金の金額が昨年より増えたことが要因と言える。

質疑③：短期証33世帯だが、延べ発行枚数は。

回答③：190～200枚くらい。収納係と連携を取り交付している。

質疑④：資格証世帯が2件とあるが、財産がありながら納めないということで理解してよいのか。

回答④：財産があつて無反応等の世帯である。収納係にお願いしていることもあり、具体的に分からない。

質疑⑤：滞納者の生活状況の把握もして欲しい。重症化して亡くなられた方がいるところもあると聞くので、確認して欲しい。生活保護などで救済した方がよい。

回答⑤：既に、生活保護で国保資格を喪失するなど保健福祉課と連携を取っている。

質疑⑥：督促等の徴収に際して、封筒の色を変えている自治体がある。督促で黄色、それでも来ない人は赤色とか、そういうことを当町でもしているのか。

回答⑥：そういうことは一切していない。第三者が分かるようになっていない。

【保健福祉課】

質疑⑦：ドック（自費）助成と人間ドック補助事業の違いは何か。

回答⑦：ドック（自費）助成は、町外の病院にて全額自費で人間ドックを受診した者に対し、特定健診受診券補助相当の金額を助成する制度であり、人間ドック助成事業は、町の住民人間ドックを受診された国保被保険者へ対して上乗せを行う制度である。

質疑⑧：住民人間ドックの受診者減少や特定健診受診率が伸びていない状況で、受診率を上げていくためにどうするかを考えていかなければいけない。健診を毎年受ける必要性をどう伝えていくかということが課題であり、毎年言っているがうまくいかない。人的に不足しているのか、方法的なことなのか、どのように分析しているか。

回答⑧：未受診者対策として、通知や電話で受診勧奨を行った経過があるが、いずれも思うようには受診率に反映していない。今後は、特定健診対象年齢となる40歳を中心に訪問し、情報提供をしていきたいと考えている。保健師の人数は他町村と比較して少なくはないと思うが、健診以外の事業も多く、未受診者対策に十分に取り組めていない。係内での事業の整理は課題と考える。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 55 号 平成 29 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：滞納繰越分未収金 56 万 9,400 円とあるが、どんな傾向にあるのか。

回答①：あまり昨年と変わらず、徐々に減少している。新規で約 10 万 9,000 円の滞納金額が出ているが、徴収に努めている。また、滞納額をコルセット等の補装具や葬祭費で後期高齢者保険料と相殺する等の対応をしている。不納欠損も進めていきたい。

討 論：なし

採 決：賛成多数で認定とした。

○議案第 56 号 平成 29 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：総合事業の通所 B 型について、自分の地区でも動きがあった。自分としては、保健指導員さんが中心になってやってもらえれば良いと思っていたが、保健指導員はそこまで役割が無いというところで話が止まってしまった。どのようにやれば良いのか。

回答①：現在、他の地区で B 型を作ろうと検討しており、住民の集まる場に対しての理解はあるが、誰が中心になるかで困っている。行政として、ある程度は行政や社協が介入していくことが良いと感じており、生活支援コーディネーターと相談していきたい。また、活動している地区では、男性の参加があり、その方が組長さんということもある。地区の役員に投げかけて実施する運びになった。

質疑②：要介護 1、2 の人の訪問介護のうち、生活支援に係る費用は介護保険事業から除外されるという流れもある中で、介護保険支払準備基金がかなりあるが、今後の歳出をどう見込んでいるのか。

回答②：要介護 1、2 の人の訪問介護の件は、現時点ではまだはっきり決まったわけではない。団塊の世代が要介護になった時のためにも必要経費と判断している。介護予防をより取り組んでいく必要があると感じている。

意見③：第 7 期介護保険事業計画を策定の時、第 6 期の計画の実績、残された課題、今後の見通しなど、策定の過程できちんとした説明が欲しかった。今後、第 8 期の策定時には議会や町民へきちんと説明して欲しい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 62 号 平成 29 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の
認定について

質疑①：信濃町の利用者の人数は。

回答①：約 10 名が利用している。

質疑②：信濃町において、民間でステーションを立ち上げる準備を進めていると聞いたが影響はあるか。

回答②：影響は出てくると思われるが、設立され稼働してみないと分からない。

質疑③：精神科訪問看護を提供できる専門看護師の確保は。

回答③：県に精神科訪問看護を提供できる看護師として 3 名申請している。

質疑④：今後、主任ケアマネの確保と後継者の手立ては。

回答④：当ステーション内部で主任ケアマネを育成していく方向。

質疑⑤：医療保険の利用者は減ったとあるがどういうことか。

回答⑤：終末期に向けた利用者が、施設や医療機関を希望される傾向があるため、当ステーションを利用する医療保険の利用者が減っている。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 63 号 平成 29 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：議会初日の町長あいさつで、「減価償却を入れて 1,500 万円の赤字はすばらしい」とのことだが、1,500 万円の基準は。

回答①：過去の決算では毎年 1 億円を超す赤字があったので、それに比較して 1 割程度の赤字になったということである。

質疑②：現金を 1 億円減らしたが、運転資金としてはいくらあればよいのか。

回答②：一般的に診療報酬の 3 か月分が望ましいと言われており、当院としては 4 億 5,000 万円前後と考えている。

質疑③：未収金と貸倒引当金の内容は。

回答③：2 か月分の診療報酬とその他未収金、不納欠損に対する貸倒引当金である。

質疑④：資産合計と負債合計の差はいくらまで広がってよいのか。

回答④：いくらとは具体的には言えない。最終的に債務超過となった場合は、町と協議して対策することになる。

質疑⑤：一般会計からの繰入基準は決まっているが、資本的収入と収益的収入とに病院の裁量で分けてよいのか。

回答⑤：病院の裁量での振り分けはしておらず、繰入基準にのっとり振り分けをしている。

質疑⑥：病院経営の正直な収支を出して欲しい。

回答⑥：29年度より3条予算を均衡予算としたので、正確な数値を示している。

質疑⑦：営業だけの収支を黒字にできないのか。

回答⑦：医業利益の黒字は理想だが、本来、自治体病院は黒字が目的でなく、不採算的な医療も行う位置付けでもあるので営業だけの黒字化は厳しい。

質疑⑧：繰入金処理は基準どおりなのか。

回答⑧：総務省からの地方公営企業繰出金通知に基づいて基準どおりに処理をしている。

質疑⑨：医者の確保の見通しは。

回答⑨：今のところ無いが、引き続き確保に努力していく。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○請願第4号 透析患者の通院にかかる経費の補助・助成を求める請願書

説明者：飯綱病院腎友会長 小 野 弘 氏

質疑①：透析患者の1年間に掛かる医療費は、どのくらいかご存知か。

回答①：医療費がどのくらいか、よく分からない。

討 論：なし

採 決：全員賛成で採択とした。

以上